

答 申 の 概 要

件 名	自己に係る対応を記録した文書等の非開示決定に対する審査請求（諮問第29号）		
本件対象個人情報	審査請求人が静岡視覚特別支援学校（以下「本件学校」という。）に在学中から卒業後にかけて行った本件学校等に対する相談等への対応を記録した文書等		
主な非開示理由	条例第21条第3項（文書不存在）		
実施機関	静岡県教育委員会		
諮問年月日	平成30年2月27日	答申年月日	平成30年11月1日
主な論点	実施機関が文書を保有していないとして条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。		
<p>審査会の結論 実施機関の決定は、妥当である。</p> <p>審査会の判断 (1) 本件請求について 実施機関及び審査請求人の主張によれば、本件請求は、審査請求人が本件学校に在学していた当時であったとされる審査請求人に対する上級生からのいじめや教職員の不正などに関し行われたもので、請求4及び5は審査請求人が在学中の出来事に係るものであるが、その他はいずれも審査請求人が卒業した後の出来事に係るものである。 ア 請求1について 審査請求人が、平成○年度に教育長に宛てた手紙に係る対応に関して、教育長、教育総務課長及び特別支援教育課長の間で行われたとされる相談や伝達に係る記録を求めたものである。 イ 請求2について 審査請求人が、平成○年度に教育総務課職員と電話で通話をしたときの記録を求めたものである。 ウ 請求3について 特別支援教育課長が審査請求人との話合いに臨むに当たり、同課長が当時の校長から説明を受けているはずであるとして、その際の記録を求めたものである。 エ 請求4について 審査請求人は、平成○年○月○日に警察署に相談に出向いており、同日、警察署から本件学校に確認の電話が行われた際の記録を求めたものである。 オ 請求5について 平成○年○月○日の本件学校との話合いの場で審査請求人が行った質問に対する回答文書の作成に当たり、本件学校が関係職員への聞き取りを行ったはずであるとして、その記録を求めたものである。 カ 請求6について 審査請求人が受けたとされるいじめに関する主張を裏付ける証拠として関係先に提出した特定上級生の証言記録に関し、本件学校が内容の真偽の確認のために特定上級生へ電話を行った際の記録を求めたものである。</p> (2) 本件保有個人情報の保有の有無について 実施機関は、請求1から請求6までの全てについて、静岡県教育委員会文書管理規則上の文書の作成基準や、静岡県教育委員会文書管理規程上の口頭又は電話により聴取した事項の処理基準に照らし、作成すべき場合に該当しないため本件保有個人情報を保有していないとして、本件処分を行っている。 ア 請求1について 実施機関の説明によると、関係各課でその内容を共有することは通例であり、文書到達に係る情報共有はしたが、手紙の到達をきっかけにした記録は作成していないため、保有していないとする。 当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、手紙の内容は、審査請求人が本件学校等に対し従来から主張していた内容と同様であり、既に対応が図られているとの判断から、回答などの対応をとっていないとのことであった。また、同様の理由から、手紙到達に係る相談があったというよりも、到達事実の伝達程度であったと推測され、記録を作成していないとのことであった。審査請求人からも、請求1に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な事情の主張はないことから、実施機関が請求1に係る保有個人情報を保有していないとする説明に不自然、不合理な点は認められない。 イ 請求2について			

実施機関の説明によると、審査請求人からの電話は、従来の主張が繰り返されたに過ぎないものであったため、実施機関の文書管理規程第 40 条にいう重要又は異例なものには該当しないと判断したとする。

実施機関と審査請求人との間では、平成〇年度から継続してやりとりがあり、また、審査請求人及び実施機関の説明によれば、平成〇年〇月〇日には、両者及び関係者らが集まって話し合いを行っているとのことである。

請求 2 に係る保有個人情報、話し合いのあった平成〇年度からは 3 年程度経過した時点のやりとりに係るものであり、実施機関の説明によれば、電話の内容も従来からの主張の繰り返しであったとされ、審査請求人からも、請求 2 に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な事情の主張はないことから、実施機関が請求 2 に係る保有個人情報を保有していないとする説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ 請求 3 について

実施機関によると、審査請求人と特別支援教育課長との話し合いに先立ち、校長と特別支援教育課長の間で連絡はされていたと推測されるが、こうした日常の連絡も文書や記録等を作成すべき場合には該当しないのが通例であるとする。

請求 3 に係る保有個人情報は、話し合いのあった平成〇年度からは 3 年程度経過した時点のやりとりに係るものである。当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、校長と特別支援教育課長との間で口頭による文書作成を伴わない連絡をすることはよくあり、本件に係る説明も、こうした日常的な連絡の範囲のものであったと認識しているため、文書を作成すべき場合には該当しないとのことであった。審査請求人からも、請求 3 に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な事情の主張はないことから、実施機関が請求 3 に係る保有個人情報を保有していないとする説明に不自然、不合理な点は認められない。

エ 請求 4 について

実施機関によると、警察署から電話があり当時の高等部主事が対応したが、審査請求人が警察に相談した内容が、審査請求人が本件学校において従前から主張していた内容から変わりのないものであったことから、重要又は異例なものには該当しないと判断したとする。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、請求 4 に係る警察署との電話は、本件が初めてであると思われるとのことであった。仮に内容が従来の主張と同じものであったとしても、在学中の生徒に係る警察からの連絡である以上、何らかの記録を作成することが通例ではないかと思われるが、実施機関としては審査請求人の主張内容の類似性から重要又は異例なものに該当しないと判断したとのことである。

生徒に係る警察からの最初の連絡に際し、何らの文書も作成しなかったとする実施機関の対応に疑問はあるが、審査請求人からも請求 4 に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な事情の主張はないことから、実施機関が請求 4 に係る保有個人情報を保有していないとする説明に不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

オ 請求 5 について

実施機関によると、当時の副校長が行った本件に係る関係職員への聞き取りは、簡単な事実確認のために行われたに過ぎないため、文書等を作成すべき場合には該当しないと判断したとする。

対外的に回答文書を作成する基礎となる聞き取りの結果について、作成したものの回答文書の作成後一定期間の経過により廃棄したということではなく、何らの文書も作成しなかったとされることについて疑問はあるが、実施機関は簡単な事実確認との認識であり、審査請求人からも請求 5 に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な事情の主張はないことから、実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

カ 請求 6 について

実施機関の説明によると、当時の本件学校職員が行った電話は、特定上級生の証言記録について、口頭により特定上級生に事実関係を確認したもので、その内容は本件学校が把握している既知の情報から変更がみられないものであったため、記録等を作成すべき場合には該当しないと判断したとする。

平成〇年〇月〇日、審査請求人及び実施機関の関係者らが集まって話し合いを行い、一定の合意をみたとはいえ、その後の出来事について、既知の情報からの変更がみられないことのみをもって作成しなかったとするには疑問があるが、審査請求人からも請求 6 に係る保有個人情報の存在をうかがわせる具体的な事情の主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点があるとまでは認められない。

なお、県民から寄せられる相談や要望等について文書を作成するかどうかは、文書作成に係る関係規定

に照らして担当者がその都度判断することになるため、相談の内容や性質などによっては文書が作成されない場合があることも否定できない。

近年、教育現場においては、職員の多忙化が問題とされているところではあるものの、今後、実施機関の職員は、文書を作成することの重要性を改めて認識した上で、文書作成の要否の判断をより慎重に行うことが望まれる。